



暮らしの安心

国民健康保険

平成21年度の納付書を送付します

今年度の保険税の税率は前年度と同じですが、介護納付金の限度額が9万円から10万円に変更となります。保険税は、医療費や介護費を支払うために必要なものですので、納付についてはご理解とご協力をお願いいたします。

保険税の税率などは左の表により計算し、それぞれ
の合計（限度額を超える場合は限度額）となります。医療分・後期高齢者支援分は国保加入者全員、介護納付金分（介護保険2号被保険者）については、国保加入者のうち満40歳以上65歳未満の方が対象となります。

介護納付金分について

今年度中に満40歳になる方
平成21年4月2日から平成
22年4月1日の間に満40歳に
なる方は、介護保険制度の2

平成21年度の国民健康保険税率表

	医療分	後期高齢者支援分	介護給付金分
所得割	世帯の所得 × 7.5%	世帯の所得 × 3.0%	世帯の所得 × 1.8%
資産割	固定資産税額 × 22%	固定資産税額 × 9%	固定資産税額 × 4%
均等割	20,000円	7,000円	7,000円
平等割	18,000円	7,000円	6,000円
限度額	47万円	12万円	10万円

号被保険者となります。介護納付金は介護保険2号被保険者となった月（誕生日の前日）から月割で課税されます。その際には介護納付金を含めた新しい納付書を送付します。

今年度中に満65歳になる方
介護保険2号被保険者の方が満65歳になったときは、介護保険1号被保険者となり、65歳の誕生日の前月（1日）が誕生日の場合は前々月）まで月割課税されます。この場合の介護納付金については、あらかじめ減額しています。

保険税の特別徴収（年金天引きについて）
国保被保険者が全員65歳以上74歳未満で構成される世帯の場合の保険税は、原則として納税義務者の年金から天引きとなります。ただし、次に該当する方は従前のおり納付書にて納めて（普通徴収）いただきます。

- ・ 保険税の納付を口座引き落としにしている場合
- ・ 世帯主が平成21年度中に74歳となる場合
- ・ 年金年額が18万円未満の場合

保険税の軽減について

所得の低い方に対する軽減すでに軽減（均等割・平等割の7・5・2割軽減）を受けている世帯は、長寿医療制度への移行によって国保の被保険者が減少しても、世帯構成に異動がなければ5年間、移行前と同様の世帯構成で軽減判定を受けられます。

長寿医療制度への移行に伴う軽減
長寿医療制度が始まったときに75歳以上の方または、制度施行後に75歳になる方が、国保から長寿医療制度に移行することにより、国保の被保険者が1人の世帯となる方については、世帯の異動がなければ5年間は世帯ごとに負担していたく平等割額が半額となります。

会社の健康保険に加入されていた方が、長寿医療制度に移行するために、その被扶養者でなくなり、国保に加入する場合には、最長2年間激変緩和措置として次のような減免が講じられます。

- ・ 所得割・資産割の負担がありません
- ・ 均等割・平等割の7割・5割の軽減を受けている場合を除き、被保険者1人当たりで負担する均等割額が半額になり、さらに、被保険者が1人

の場合には、1世帯当たりで負担する平等割額も半額となります

保険税は世帯主が納めます
国保における各種届出や保険税を納める義務は世帯主にあります。世帯主が国保に加入してなくても、世帯の中に1人でも国保被保険者がいれば、納税通知書は世帯主（擬制世帯主）に送られます。

国保加入などについて

次の場合、14日以内に届出を国保に加入するとき
転入したとき
退職などにより職場の健康保険をやめたとき
子どもが生まれたとき
国保をやめるとき
転出するとき
就職などにより職場の健康保険に加入したとき
被保険者が死亡するとき
加入したとき、やめたとき
の保険税
国保の保険税は、加入の届出をした月からではなく、加入資格を得た月からかかります。また、保険税は、年度（4月から翌年3月まで）で決められます。年度の途中で加入する場合は、加入した日の月から、その年度（3月）末までを月割計算します。また、

やめたときも、やめた月の前月までの税額が月割で計算されま

す。
加入の届出が遅れたら
加入の届出が遅れた場合は、加入資格を得た月までさかのぼって保険税を納めます。

例：8月に退職して11月に国保加入の届出をした場合

7月		
8月	会社を退職	保険税は8月分までさかのぼる
9月	国保加入資格が発生	
10月		
11月	国保加入の届出	
12月		

保険税は年度ごとに計算されていますが、4月以降に届け出をしてさかのぼって4月以前から加入した分は、前年度（過年度）分の保険税として計算されます。

国保をやめる届出が遅れたら会社の健康保険に加入したのに、新しい保険証が届かないからといって、まちがって国保の保険証を使って病院に受診した場合、国保が負担した分の医療費をあとで返してもらおうことになりません。

会社などの健康保険に加入して、国保をやめる届出をしていない場合、会社の保険料と保険税を二重に支払ってしまうことがあります。

高齢受給者証の更新

現在発行している受給者証の有効期限が7月31日までとなっています。8月1日以降に使用できる新しい証を7月末日までに届くように発送しますので、有効期限満了後に差し替えてご利用ください。なお、有効期限の切れた古い証は、細かく切るなど十分注意のうえ処分してください。

入院時の限度額適用認定証

国保加入者の方が入院したとき、自己負担分（医療費の3割または2割）を全額負担し、後日申請により自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されていますが、「限度額適用認定証」を入院窓口に表示することにより、病院に支払う医療費が自己負担限度額ですむようになります。入院する場合には、国保窓口で申請して交付を受けてください。なお、7月以前に「限度額適用認定証」の交付を受けた方は、有効期限が7月31日となっています。8月以降も入院される場合は、新たに申請が必要となりますので、印鑑

と保険証をお持ちになって窓口までお越しください。ただし、保険税の納付状況よって、交付できない場合もあります。

納期内の納税にご協力ください

国保税は、医療費や出産一時金、葬祭費、高額療養費などの毎月の支払いに充てられ、国保事業の運営に重要な財源となっています。そのため、納付書の納期のとおり納めていただくことが大切です。

納め忘れのないように口座振替制度の申し込みは、市内の金融機関または市役所税務課納税係の窓口へ通帳と届出印、納付書をお持ちください。納付額を分けてほしいご相談により納付金額を分割することが可能です。市役所税務課納税係でご相談ください。

納税が遅れたら特別な事情がなく国保税の納税が遅れたり、納税相談などもない場合には、保険証の発行差し止めなどの措置が取られるため、病院にかかるときには一度、医療費の全額をお支払いしいただき、後日、保険者分を払い戻す措置（医療給付の停止）が法律で定められています。

国保が行う保健事業



国保では、保健事業として被保険者の皆さんの疾病予防、早期発見、早期治療を行えるように、特定健診や各種がん検診、人間ドックなどの助成を行っています。昨年度から始まったメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した「特定健診・特定保健指導」は、脳卒中や心臓病、糖尿病合併症などの生活習慣病を引き起こす原因となるメタボリックシンドロームの該当者や、その予備軍となる人を「特定健診」で早期発見し、「特定保健指導」で予防・改善に向けての生活改善を指導します。

人間ドックおよび脳ドックにかかる費用の助成は、名寄市立総合病院で受診する場合は、病院で予約してから市役所国保高齢医療係で申請し受診票の交付を受けてから受診してください。その他の病院での受診で助成を受けようとするときは、受診後に申請が必要となります。

助成を希望される方は、国保係にお申し込みください。なお、人間ドックの助成を受ける方は、受診結果を国保窓口へ提出していただくこととなります（原本は返却します）。

人間ドックおよび脳ドックについては、国保加入期間が通算1年未満の方は助成を受けられません。また、保険税の納付状況により助成を受けられない場合があります。

国保の問い合わせは市役所国保高齢医療係まで
名寄庁舎1階2番窓口国保
高齢医療係
01654 2111
内線3114・3115・3116
風連庁舎1階2番窓口国保
高齢医療係
01655 2511
内線120